

富山県環境教育等行動計画の概要

第1章 基本的事項

1 「環境教育」の必要性と目的

(1) 必要性

私たちの生活が環境の恵みの上に成り立っていることを実感し、私たちの活動に起因する環境負荷が、環境に大きな影響を及ぼしていることを理解し、問題の本質や取組みの方法を自ら考え、解決する能力を身に付け、何よりも「行動」に結びつけていくための、環境教育が必要

(2) 目的

①環境問題に関心を持ち、②環境に対する人間の責任と役割を理解し、③環境保全活動に参加する態度と環境問題解決のための能力を育成し、日常生活の場において自らの行動に結びつけられる人材を育てること

2 当計画の基本的な考え方

(1) 策定趣旨

平成 23 年に環境教育推進法の改正法である「環境教育等促進法」が制定されたこと、また、平成 28 年 5 月に「G 7 富山環境大臣会合」を踏まえて開催された「2016 北東アジア自治体環境専門家会合 in とやま」において「2016 とやま宣言」が採択され、北東アジアの各自治体が、青少年等の環境教育の推進に取り組むこととされたことから、「富山県環境教育推進方針」を見直し、「富山県環境教育等行動計画」を「富山県環境基本計画」の個別計画として策定

(2) 基本的な考え方

「主体的に参画する人づくり」と「取組みが広がる仕組みづくり」について定める

第2章 各主体の目指す方向

家庭、学校、事業者、民間団体等、地域社会、行政の各主体の現状と課題を踏まえた、目指す方向

《家庭》

- ① 身近な生活や自然体験を通じて、環境への関心が高まる。
- ② 身近な環境問題について家族で話し合い、食品ロス・食品廃棄物などのごみの減量化やリサイクル、省資源・省エネルギーなどに取り組む。
- ③ 環境美化活動、アダプトプログラム、森づくり活動などの地域における様々な環境保全活動に参加する。

《学校》

- ① 地域の自然や生活、文化をいかした多様な体験活動を通し、環境問題と日常生活との関わりについて学ぶ。
- ② 児童生徒等の発達段階に応じて、国際的な視点を取り入れた環境教育を行う。
- ③ 家庭や地域社会、地域の団体などと連携して環境教育や環境保全活動に取り組む。

《事業者》

- ① 事業活動と環境問題の関係についての理解を促すなど、従業員の環境への意識を高める。
- ② 環境に配慮した製品やサービスの開発・販売などにより、事業活動を通じて一般の消費者への普及啓発や環境保全意識の高揚、環境負荷の低減を図る。
- ③ 地域社会の一員として、家庭や学校、地域との連携を図り、学校や地域で行われる環境保全活動への参加・支援を行う。

《民間団体等》

- ① 県民、学校、事業者、行政、さらには海外の団体等など、他の主体との連携を図ることができる仕組みづくりを進める。
- ② 地域における取組みを担うことができる人材の育成を図る。
- ③ 民間団体等の環境保全活動が県全体に広がるよう、推進体制をつくる。

《地域社会》

- ① 地域の自然や生活などについて、興味・関心を持ち理解を深め、その大切さを次世代につなげていくための環境教育を行う。
- ② 県民、学校、民間団体、事業者など様々な主体が連携して、地域の資源を活用した環境教育に取り組む。
- ③ 環境美化活動、アダプトプログラム、森づくり活動など、地域ぐるみで参加し、取り組むことができる活動を通じて、住民の意識を高め、環境保全活動を推進する仕組みをつくる。

《行政》

- ① 専門家やコーディネーターを育成するとともに、その活動を支援する。
- ② 環境関係の各種施設を環境教育の拠点として活用できるよう、関係機関の連携・協力体制を構築する。
- ③ 環境教育、環境保全活動の取組みが広がるよう、県民、学校、事業者、民間団体等、海外の自治体等などとの連携・協力を進めるとともに、各主体の活動を支援する。

第3章 行動計画

1 主体的に参画する人づくり

(1) 人材の育成と活用の推進

- ・「地球温暖化防止活動推進員」、「ナチュラルリスト」、「地下水の守り人」などの養成。養成した人材を学校や地域などでの活動（出前講座・自然解説など）で活用
- ・地域の公民館や公園などを利用した自然体験活動や地域住民の交流活動などの様々な活動への支援

(2) 教材・プログラムの整備と活用の推進

- ・富山県の地域特性を活かした教材の整備
- ・作成した教材・プログラムをウェブページ等で情報提供

(3) 情報提供の推進

- ・インターネット等を活用した人材、教材、施設、学習機会などの情報提供
- ・環境教育、環境保全活動を支援する情報の提供
- ・環境に関する啓発パネルや教材の貸し出しの実施

(4) 環境教育の場や機会の提供

- ・環境関連施設の情報提供、広報の実施
- ・環境保全活動の気運を盛り上げる各種キャンペーン、活動発表会などの開催
- ・本県の特徴のある環境を環境教育の場として活用
- ・「体験の機会の場」の認定、情報提供

2 取組みが広がる仕組みづくり

(1) 協働取組みの推進

- ・活動団体の連携を図り、協働取組みを推進するため、活動発表や交流を行う場と機会の提供
- ・協働コーディネーターの育成を支援、協働コーディネーターとの情報交換等による活動への協力
- ・「協働取組みの申出制度」、「協働取組みの推進に関する協定の届出制度」の運用

(2) 国際的な視点での取組みの推進

- ・持続可能な開発のための教育（ESD）に関する推進団体の取組みを推進するため、連携、情報共有
- ・ESDの推進にあたっては、国の動きも踏まえて積極的に対応
- ・青少年を対象に、北東アジア地域の環境保全活動の主体となるリーダーを育成する交流プログラムの実施
- ・北東アジア地域と共同で行う「海辺の漂着物調査」、「温暖化指標生物の共同調査」、「海岸生物共同調査」の実施

環境保全活動の推進

水と緑に恵まれた環境が保全・創造され、人と自然が共生しながら発展する富山

持続可能な社会

第4章 推進体制等

1 推進体制の整備

- ・「環境とやま県民会議」を中心に、取組みを推進
- ・中核拠点として「(公財)とやま環境財団」を位置づけ、環境教育や環境保全活動に取り組む各主体の情報交換・ネットワーク化を図り、協働での取組みを推進
- ・関係課による庁内連絡会議を設置し、計画の進捗状況の把握や必要な目標設定の検討、連絡調整等を行い、計画を推進

2 取組み状況の点検等

- ・「環境とやま県民会議」、「エコノワとやま交流会」等の場を活用し、県民、事業者、関係団体等による環境教育の推進状況について幅広く意見収集・情報交換を実施
- ・庁内連絡会議において、毎年度、施策の実施状況の確認や進行管理を行い、HP等に公表